

# 令和4年度事業報告書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

## I 概要

岐阜県建設研究センターは、平成25年4月1日から公益財団法人へ移行し、良質な社会資本の整備と適正な維持管理を目指し、建設事業に関する調査研究、建設技術者の人材育成のための研修や、岐阜県及び県内市町村の建設行政の適正かつ効率的な執行を総合的に支援してきた。

令和4年度においても、公益財団法人としての特性を生かした公正・中立な立場で、公共工事の企画立案・調査設計・積算発注・工事監督・完成検査等、建設生産システムの各段階における発注者支援を行った。

さらに、令和4年9月に発生した乗鞍スカイライン（主要地方道乗鞍公園線）の災害（路側崩落）について、岐阜県（高山土木事務所）の要請を受け災害復旧査定積算の支援を行った。

また、建設行政の情報化推進に向けて、建設情報システムの構築支援や県域統合型GISの普及・促進、土木施設等の維持管理に関連する各種システムの開発やサービスの提供に取り組んだ。

## II 事業実績

### 【公益目的事業】

岐阜県及び県内市町村の建設事業に資する調査研究、建設技術者向けの人材育成のための研修を実施するとともに、積算、現場管理、建設ICT等を通じて建設行政の適正かつ効率的な執行を総合的に支援し、安全、安心、活力、県民の福祉の向上に寄与した。

### 1 調査研究研修事業

土木施設の効果的な維持管理手法等の調査研究事業、土木事業に関する啓発を行うとともに、県・市町村職員及び建設業の従業員を対象とした技術研修並びに経営力向上セミナー等の各種研修を行うなど、ソフト面から建設行政を支援した。

#### (1) 調査研究事業

公共工事の品質確保、アセットマネジメント、コスト縮減、環境保全、災害対策等の社会的ニーズに対応した調査研究や建設業界の技術力の向上・活性化に資する調査研究等を行った。

[令和4年度研究テーマ]

- ・市町村の実情に応じた15m未満の橋梁の維持管理マネジメントに関する研究（継続）

#### (2) 土木事業等啓発事業

建設事業や土木施設について、将来を担う子供たちに理解を深めてもらうことを目的とする。平成29年度以降は、岐阜県県土整備部砂防課の委

託を受けてバスツアーを実施。令和2年度から4年度までは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため砂防課と協議し開催を中止した。

### (3) 建設職員研修事業

県、市町村の建設関係職員及び民間の建設業関係者の技術向上を図るため、各種研修を実施した。

受講者合計774名（県:213名、市町村:486名、民間等:75名）

ア 主催研修：25講座（全29回）595名  
歩掛・積算、道路設計 他

イ 他協会との共催研修：9講座（全9回）179名  
JW-CAD 他

### (4) 建設業担い手育成事業

県の補助により県内建設業の担い手の育成を図るため、「生産性向上に向けたICT担い手の育成」、「建設業者の技術力向上」、「建設業初任者研修」などの各種研修事業を行った。

受講者数 2,924名（うち研修事業 1,000名）

ア 建設業担い手育成 35回 941名  
「建設ICT研修」、「技術者基礎能力向上研修」、「技術力向上セミナー」、「経営力向上セミナー」

イ 建設業担い手確保 39回 1,983名（うち研修事業3回 59名）  
「建設業初任者研修」、「フォローアップ研修」、「OJT担当者研修」、「建設関連企業と学生との交流サロン」、「建設ICT体験学習」、「親子バスツアー」

### (5) 自然の水辺復活プロジェクト事業

岐阜県では、自然に富んだ水辺環境の復元や保全を図り、次世代にすばらしい環境を引き継ぐため、「モノづくり」「人づくり」「現場での研究」「産学民官協働」という4つの施策を通して、自然環境の復元や保全を効果的に進める「自然の水辺復活プロジェクト」に取り組んでいる。

当センターでは、「岐阜県自然共生工法研究会」の運営支援や「岐阜県自然工法管理士」養成講習会の支援を行った。

ア 岐阜県自然共生工法研究会事務局運営事業

- ・会員数  
法人会員175社 個人会員1,300名（令和5年3月末現在）
- ・勉強会、見学会等の開催  
参加者（植物勉強会、魚類勉強会 合同開催）計23名
- ・清流の国ぎふづくり『自然共生』事例発表会の開催  
参加者156名（令和4年11月16日）
- ・会報誌の発行（vol.43、vol.44）

イ 岐阜県自然工法管理士養成講習会開催及び岐阜県自然工法管理士認定事業

- ・岐阜県自然工法管理士養成講習会（受講者296名）

- ・岐阜県自然工法管理士認定者数（新規分157名、更新分405名）  
全体認定者数 2,507名（令和5年4月1日現在）

## 2 建設事業総合支援事業

公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）の施行に伴い、県及び市町村は、社会基盤の整備・維持の全ての過程で発注者責任を果たす対応が求められている。当センターは、発注者の立場となって中立性、公平性、守秘性を保持し業務を行うとともに、業務を通して相談・助言・提言等を行い発注者側の技術力向上を図る支援を行った。

### （1）行政相談支援事業

建設行政が適正に執行され、より良いインフラ整備が進むよう各種の課題に対して、相談・助言・提言を行うとともに、県及び市町村の技術力がレベルアップし、良質なインフラの整備、維持管理が促進される環境づくりを行った。

#### ア 総合支援事業

公共工事発注者支援機関として、県及び市町村の公共事業の円滑な推進のため、計画策定から課題の整理、発注準備、入札・契約、施工管理・監督検査、事業評価の各段階で総合的に支援を行った。

- ・受託件数 58件

#### イ 総合評価支援事業

「品確法」に基づき公共工事の品質を確保するため、県下市町村が参加する「公共事業執行共同化協議会」が平成19年11月に設立された。

当該協議会では、総合評価による発注方式を実施する上で、必要な学識者等の意見を聴く場として「総合評価共同会議」を設置しており、当センターはこの審査会の運営実務機関として市町村の支援を行った。

- ・総合評価共同会議の開催：21回（会議形式9回、メール形式12回）
- ・審査件数：92件（会議形式34件（うち技術提案あり5件）、メール形式58件）

#### ウ 相談支援事業

公共土木施設を整備あるいは維持管理するため、必要となる基本構想や長寿命化計画、公共工事の品質確保並びに建設技術課題に関し、「なんでも相談室」を開設し、提言及び助言を行った。

- ・相談件数17件（建築関係7件、設計積算4件、GIS3件、市町村支援1件、研修1件、その他1件）

#### エ 災害支援事業

災害は突発的に発生するため県及び市町村（特に技術職員の少ない町村）においては、災害発生直後の被災状況調査、応急工事の設計等緊急を要する事案に適時に対応することが困難な場合がある。

このため、当センターでは災害時の災害査定等の支援に加え、助言・

研修等を行い確実な事業執行ができるよう支援を行っている。

令和4年度は、岐阜県（高山土木事務所）に対し、災害復旧査定積算を支援した。

- ・受託件数 1件

#### オ アセットマネジメント支援事業

公共の基盤整備は、スクラップ&ビルドから再生重視への転換期となっており、耐用年数を経て更新期を迎えたインフラの多くは住民ニーズや財政的制約から、修繕し延命処置をすることが必要とされている。

このような事態に対応するため、市町村担当者の維持管理に関する意識の改善・向上に資するようアセットマネジメントの重要性の提言・助言を行った。

また、平成26年3月に公布された「道路の維持修繕に関する省令」により、2m以上のすべての橋梁について、5年ごとの点検及び（Ⅰ）健全、（Ⅱ）予防保全段階、（Ⅲ）早期措置段階、（Ⅳ）緊急措置段階の4区分評価をすることが義務付けられたため、市町村が実施する橋梁の点検及び診断等について支援を行った。

- ・支援市町村 26市町村

### （2）試験事業

アスファルト混合物事前審査指定試験機関として、アスファルト量抽出試験やマーシャル供試体安定度試験・現場密度試験を実施した。

- ・試験受託延べ本数 4,302本

### （3）施設管理事業

道路の維持管理に関する専門知識を有する社会基盤メンテナンスエキスパートや1級土木施工管理技士等の技術者が、道路施設の日常点検（道路パトロール）を行った。

なお、令和4年度は、岐阜土木事務所、高山土木事務所管内の道路パトロール業務を受託した。

## 3 建設ICT総合支援事業

建設事業など行政事務の各段階で取り扱う膨大なデータを、ICTの活用により処理・保管・共有し、事務の効率を高めるとともに住民サービスの向上を図った。

### （1）入札参加資格審査事業

「岐阜県・市町村共同入札参加資格審査サービス提供者」である当センターは、建設工事業務、測量・建設コンサルタント等業務及び森林整備業務の入札参加資格申請の審査を行い、岐阜県及び県内全市町村に対し、審査済みデータ等を提供した。

- ・審査実績：建設工事業者 3,982件
- 測量・建設コンサルタント等業者 234件
- 森林整備業者 110件
- 主観的事項申請 1,304件

また、「岐阜県入札参加資格審査システム」の保守、システム操作や申請書類に関するヘルプデスク業務等を実施するとともに、令和3年4月に着手したシステムの再開発は、令和5年3月に完了し、令和5年4月から新しいシステムでの業務を開始した。

[新岐阜県入札参加資格審査システム]

- ・ 開発期間：令和3年4月～令和5年3月
- ・ 運用開始：令和5年4月～

## (2) 積算システム運用支援事業

県内市町村等の、公共事業の効率的かつ円滑な執行を支援するため、岐阜県設計積算システムの運用に関してヘルプデスク等の業務を実施した。

- ・ 積算システム（土木、農政、林政）  
令和4年度利用団体 41市町村 4団体
- ・ 積算システム（水道）  
令和4年度利用団体 県（東部広域水道事務所）及び37市町村

## (3) GIS事業

岐阜県ふるさと地理情報センターでは、県及び市町村で共同利用が可能な「県域統合型GIS」を平成18年4月から本格稼働させた。平成27年度にはレスポンスの向上や機能追加等を行い、第2次システムへ移行した。その後、令和元年10月からは、セキュリティが強固なLGWANに対応した第3次システムへ更新した。

令和4年度は、第3次システムの維持管理を実施するとともに、利用促進のための各種研修を開催した。

### ア GIS運営事業

県民向け公開システム及び自治体向け庁内システムの維持管理並びにヘルプデスクの運営、データのバックアップ、セキュリティ対策を行った。

- ・ 利用契約実績：県及び42市町村（県下全自治体参加）
- ・ ヘルプデスク対応件数：公開型・庁内型191件（軽微なもの除く）
- ・ 磁気テープによるデータのフルバックアップ
- ・ 専用のデータセンター（耐震・火災・停電対策、認証有り）によるシステム稼働

県及び市町村職員等を対象とした県域統合型GIS操作研修会を実施した。

- ・ 定期研修 6回 延べ 59名
- ・ 出前研修 4回 延べ 58名

GISシステムの更新データ等の投入管理（共有空間データ、航空写真画像等）を行った。

地番、家屋情報など位置検索に利用する住所データを更新した。

- ・ 住宅地図更新 1回／年最新版へ更新

## イ 品質検定事業

### [品質検定]

自治体の地図更新データ(道路、都市計画、森林)について、製品仕様書等に基づき品質の検定を実施した。

- ・個別検定 道路部 27.0 km、都市部 500 km<sup>2</sup>、森林部 16.0 km<sup>2</sup>

自治体で個々に更新した地図の接合調製(全体地図調整)したものの全体品質検定を実施した。

- ・全体検定 道路部 45.3 km、都市部 361 km<sup>2</sup>、森林部 16.0 km<sup>2</sup>

測量法に基づく測量成果の承認を受けた。

- ・国土地理院 申請 令和5年3月 6日  
承認 令和5年3月20日

### [広域図の作成・更新作業]

広域図(20万及び2万5千分の1)の地図を作成した。

- ・県下全域更新地域の調製

学校、公民館など公共施設データ(注記、ランドマーク、航空写真)等を調査し、更新した。

## (4) 施設台帳等管理システム事業

### ア 施設台帳等整備事業

共有空間データの基図となる県管理道路の台帳補正業務を実施した。

県域統合型GISと連携した上下水道、河川、砂防等施設管理システムのデータ更新業務、県及び市町村の道路台帳図及び上下水道管理図等のデータ更新を行った。

- [令和4年度] 道路台帳更新及び整備 岐阜県、垂井町、揖斐川町  
下水道台帳更新及び整備 垂井町、池田町、揖斐川町

### イ 情報システム事業

市町村における施設台帳の電子化を促進するため、県域統合型GISと連携したシステム(スマートパトロールシステム、受付処理システム、施設台帳システム、上下水道台帳システム、橋梁台帳管理システム等)を一つにまとめ「センターオフィスパッケージ」として提供するとともに、データ保守等の維持管理、ヘルプデスク等運用支援を行い、健全かつ安定したウェブサービスを実施した。

- [令和4年度] センターオフィスパッケージ利用 15市町

県に対しては、前年度までと同様に施設台帳システムの保守、運用支援を行うとともに、令和4年度からは各パトロールシステムを統合したスマートパトロールシステムの運用を開始した。

また、平成28年度から開発に着手した除雪業務管理システムについては、除雪業者の日報作成事務の効率化を目的に、再構築された県の道路雪情報システムと除雪作業データを連携する機能を追加し、令和4年度から本格的に運用を開始した。

## 【収益事業】

### 1 設計業務

公共土木施設整備に関する工程の中で、『設計』とそれに付随した調査、測量等の業務を行った。

- ・受託件数10件（本巣市、垂井町、輪之内町、神戸町、池田町、白川町）

令和4年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書は、「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和5年6月26日

公益財団法人 岐阜県建設研究センター